

## 国の動向、制度・法律等の概要

令和6年10月



## 目 次

国の動向 .....	4
○ 少子化の進行と少子化対策 .....	4
○ こども・子育てを支援する制度の変遷と少子化対策 .....	4
○ こども・若者を取り巻く環境の変化と健全育成のための施策 .....	5
○ ひとり親家庭等への支援とこどもの権利擁護 .....	5
○ こども基本法成立とこども支援の一元的な取組の推進 .....	6
現行計画策定以降の主な制度・法律等の概要 .....	8
○ 少子化社会対策大綱（4回目指針） .....	8
○ 新子育て安心プラン .....	8
○ 子ども・子育て支援法等の一部改正 .....	9
○ こども基本法の成立 .....	11
○ こども大綱の閣議決定 .....	13
○ こども家庭庁の創設 .....	15
○ こども未来戦略の閣議決定 .....	16
○ こども子育て支援加速化プランの策定 .....	17
○ 児童福祉法等の一部を改正する法律の成立 .....	18

### ○ 少子化の進行と少子化対策

わが国では未婚化や晩婚化、経済状況の低迷等さまざまな要因から少子化が進行しています。国では、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けて、対策を進めてきました。平成15年（2003年）には次世代を担うことを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「次世代育成支援対策推進法」を制定し、同年には総合的かつ長期的な少子化へ対処するため「少子化社会対策基本法」を制定しました。

しかし、平成17年（2005年）の合計特殊出生率は1.26と過去最低を記録しました。予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成18年（2006年）に少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」を決定しました。

### ○ こども・子育てを支援する制度の変遷と少子化対策

平成22年（2010年）の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定に合わせて少子化社会対策会議の下に「子ども・子育て新システム検討会議」を発足、新たな子育て支援の制度の検討を進めました。こうして平成24年（2012年）8月に「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年度（2015年度）から「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートしました。また、平成26年度（2014年度）までの时限立法であった「次世代育成支援対策推進法」が令和6年度（2024年度）末まで10年間延長され、さらに令和6年度（2024年度）の改正で令和17年度（2035年度）末まで再延長されることにより、引き続き次世代育成支援対策の推進・強化が図られています。

平成28年（2016年）には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により「仕事・子育て両立支援事業」が創設され、多様な就労形態に対応するため保育サービスの拡大等を実施することで、待機児童解消加速化プランに基づく保育の受け皿確保に対応することになりました。

平成29年（2017年）の合計特殊出生率は1.43と回復したものの、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率2.07を大きく下回っています。少子化に加えて核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚えたり、希望する保育所に預けられない等の待機児童が生じていること、共働き家庭が増加する一方で仕事と子育てを両立できる環境の整備が十分でないことが問題となっています。

国では、平成29年（2017年）6月に「子育て安心プラン」を公表、平成30年（2018年）9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、保育所や放課後児童クラブ等の待機児童の解消と女性の就業率80%に対応できる社会を目指しています。

これらの動きを受け、令和元年（2019年）の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の成立により、幼児教育・保育の無償化が実施されることとなりました。幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、また、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から実施され

るものです。同年には「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」が改正されています。

令和5年（2023年）には合計特殊出生率は1.20とさらに低下が進み、仕事と家庭の両立を理由に子どもを持つことを諦めずに済むよう、柔軟な働き方ができる環境を整える対策として、令和6年（2024年）5月に「育児・介護休業法の一部を改正する法律」が成立し、3歳以上就学前の子どもを養育する労働者のテレワークや短時間勤務などを事業主が選択して実施することを義務付けられることとなっています。

## ○ こども・若者を取り巻く環境の変化と健全育成のための施策

少子高齢化、情報化、国際化等の社会の変化は、青少年を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしていることから、青少年の健全育成のための総合的施策を推進することを目的として、平成15年（2003年）に「青少年育成施策大綱」が定めされました。

さらに、時代の変化に対応した青少年育成施策の一層の推進を図るために、平成20年（2008年）に新しい「青少年育成施策大綱」が策定されました。

しかし、その後も深刻化する若者の社会的自立支援や子どもの安全・安心の確保など、多くの課題に対応するには、関連分野による総合的な施策の推進が必要であることから、「子ども・若者育成支援推進法」が成立、平成22年（2010年）に施行されました。同法に基づく大綱として、同年に「子ども・若者ビジョン」（子供・若者育成支援推進大綱）が決定されました。

「子供・若者育成支援推進大綱」は平成27年（2015年）に第2次が決定され、令和3年（2021年）4月には第3次が策定されました。第3次では、教育、福祉、医療、雇用等の関係分野間の連携が進むなど一定の成果が見られる一方、コロナ禍の中、子ども・若者の不安は高まり、状況が深刻さを増していることを踏まえて、全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、健やかな育成とその社会環境の整備、子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援などが基本的な方向として定められています。

## ○ ひとり親家庭等への支援と子どもの権利擁護

わが国では、令和3年（2021年）の「子どもの貧困率」（17歳以下）は11.5%で、特にひとり親家庭の平均所得は他の世帯と比べて大きく下回り、子どもの貧困率も44.5%と高い状況にあります。また、子どものいる世帯は徐々に減少しているものの、ひとり親家庭の世帯数はほぼ変化がみられません。子どもの将来が家庭の経済状況等によって左右されることのないよう、教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援等、さまざまな支援が求められています。

国では、平成14年（2002年）に「母子及び寡婦福祉法」を改正し、それに基づく「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）などにより総合的な自立支援施策を展開してきました。平成24年（2012年）の「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」の成立に伴い、「基本方針」は5年毎に対象期間が設定され、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）まで延長されています。

子どもの貧困が社会問題化する中、すべての子どもが夢と希望を持って成長していく社会の実現を目指し、平成26年（2014年）には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行に続き、「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。さらに「母子及

び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」へ改め、父子家庭への支援の拡大等、支援体制の強化が図られています。

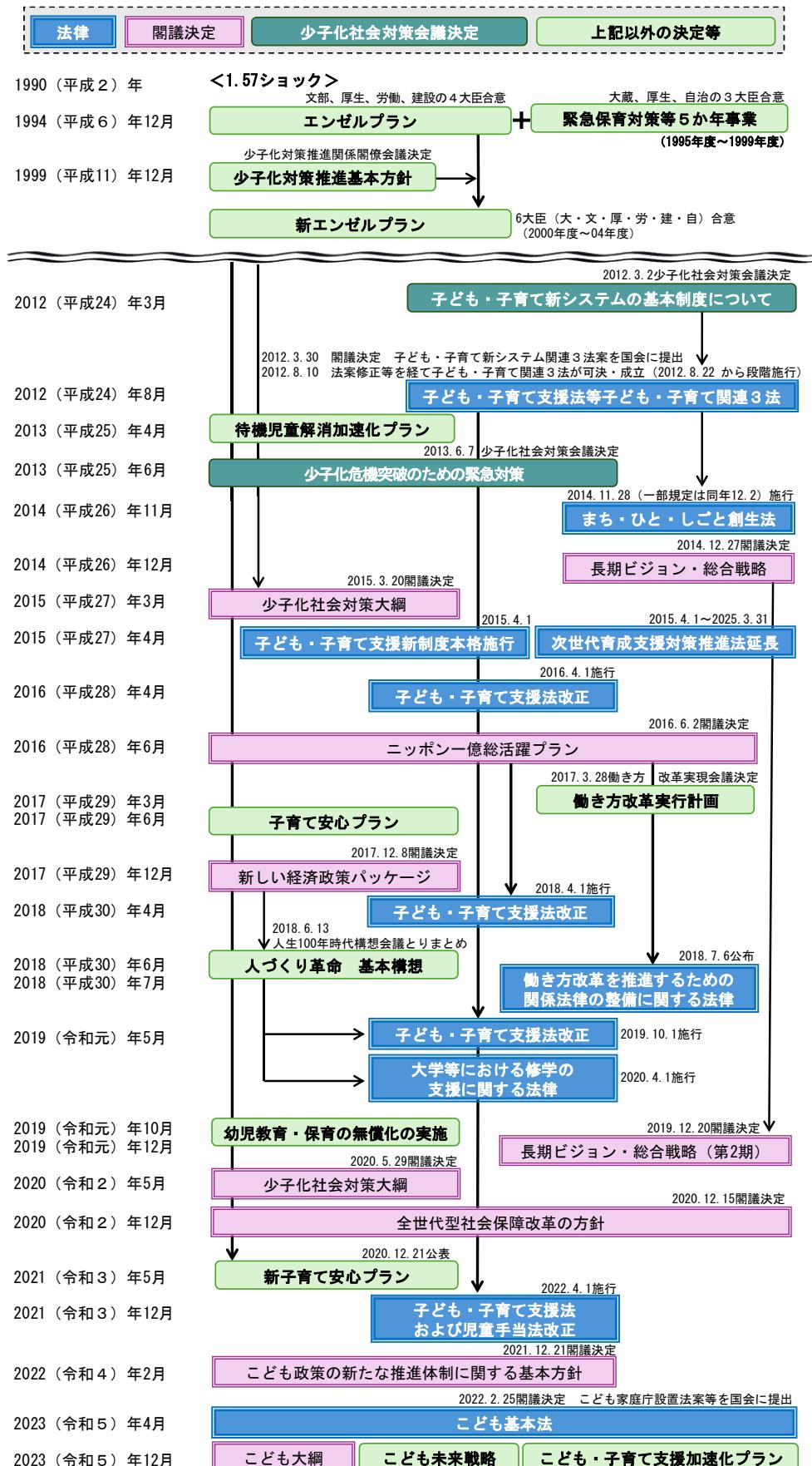
児童虐待については、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず、社会全体で取り組むべき重要な課題です。平成28年（2016年）以降、国は「児童福祉法」を累次改正し、子どもが権利の主体であることを明確化、また、児童虐待防止対策の抜本的な強化を推進しています。

## ○ こども基本法成立とこども支援の一元的な取組の推進

子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が、令和4年（2022年）6月に成立し、令和5年（2023年）4月に施行されました。子ども施策に関わる基本理念に加え、子ども政策推進の基本方針となる「こども大綱」の策定や、子ども等の意見を政策に反映し、社会の様々な活動に参加できるようにすることなどが定められました。

令和5年（2023年）4月には、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの視点に立った政策を推進することと、「こどもまんなか社会」の実現を目的として、内閣府や厚生労働省の関係部局を一元化した子ども家庭庁が発足しました。子どもと家庭の福祉・保健その他の支援、子どもの権利利益の擁護を一元化し、年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援や子ども・子育て当事者の視点に立った政策の実現を目指しています。

## 【こども・子育て施策に関する国のこれまでの取組】



内閣府資料より作成

## 現行計画策定以降の主な制度・法律等の概要

### ○ 少子化社会対策大綱（4回目指針）

平成15年（2003年）に施行された「少子化社会対策基本法」に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針として、令和2年（2020年）に「少子化社会対策大綱」の4回目指針が策定されました。

#### ● 基本的な目標

「希望出生率（若い世代における結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶うとした場合に想定される出生率）1.8」の実現に向け、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数のこどもを持つこと

#### ● 基本的な考え方

- ①結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境
- ②多様化する子育て家庭の様々なニーズへの対応
- ③地域の実情に応じたきめ細かな取組の推進
- ④結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会づくり
- ⑤科学技術の成果など新たなリソースの積極的な活用

### ○ 新子育て安心プラン

待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるため、平成25年（2013年）の待機児童解消加速化プラン、平成30年（2018年）の子育て安心プランに続く施策として「新子育て安心プラン」が令和3年（2021年）5月に策定されました。

#### ● 支援のポイント

##### ① 地域の特性に応じた支援

- ・保育ニーズが増加している地域への支援（新子育て安心プランに参加する自治体への整備費等の補助率の嵩上げ等）
- ・マッチングの促進が必要な地域への支援（待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば保育コンシェルジュによる相談支援が利用可能等）
- ・人口減少地域の保育の在り方の検討

##### ② 魅力向上を通じた保育士の確保

- ・情報発信のプラットフォーム構築（新子育て安心プランに参加する自治体への整備費等の補助率の嵩上げ等）
- ・保育補助者の活躍促進（「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃）
- ・短時間勤務の保育士の活躍促進 など

##### ③ 地域のあらゆる子育て資源の活用

- ・幼稚園の空きスペースの活用（スペース確保のための施設改修等の補助等）
- ・ベビーシッターの活用（利用料に関する自治体等の助成を非課税所得）
- ・育児休業等の取得促進（積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設）

## ○ 子ども・子育て支援法等の一部改正

### ● 令和3年（2021年）子ども・子育て支援法の一部改正の概要

#### ① 市町村子ども・子育て支援事業計画に定める事項の追加

- ・子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を追加（令和4年（2022年）4月1日から施行）

#### ② 施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ

- ・都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費等の支給に要する費用のうち、満3歳未満保育認定こどもに係るものについて、一般事業主からの拠出金をもって充てができる割合を、6分の1を超えない範囲から5分の1を超えない範囲に変更（令和4年（2022年）4月1日から施行）

#### ③ 労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設

- ・仕事・子育て両立支援事業として、労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対し助成及び援助を行う事業ができる（令和3年（2021年）10月1日から令和9年（2027年）3月31日まで）

### ● 令和3年（2021年）児童手当法の一部改正の概要

#### ① 市町村子ども・子育て支援事業計画に定める事項の追加

- ・児童手当が支給されない者のうち、所得が一定の額未満の者に限り特例給付を支給（令和4年（2022年）4月1日から施行）

### ● 令和4年（2022年）子ども・子育て支援法の一部改正の概要

#### ① こども家庭庁設置法の施行に伴う児童福祉法その他の関係法律に関する規定の整備

- ・子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を追加（こども家庭庁設置法の施行の日から施行）※こども家庭庁については後述

### ● 令和5年（2023年）子ども・子育て支援法等の一部改正の概要

#### ① 児童手当の抜本的拡充

- ・所得制限を撤廃、高校生年代まで延長、支給回数を年6回に、第3子以降は3万円

#### ② 全てのこども・子育て世帯への支援の拡充

- ・乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設（月一定時間までの枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能）
- ・児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ

#### ③ ヤングケアラーに対する支援の強化

- ・ヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者）を、国・地方公共団体等が支援に努めるべき対象として「子ども・若者育成支援推進法」に明記

#### ④ 妊産婦に対する支援の強化

- ・妊婦等包括相談支援事業の創設
- ・出産・子育て応援交付金（10万円相当の経済的支援給付）、妊婦等包括相談支援事業との効果的な組合せによる支援
- ・産後ケア事業（出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業）提供体制の整備（市町村は基本指針に基づき市町村事業計画を作成）

#### ⑤ 共働き・共育ての推進

- ・出生後休業支援給付（育休給付率を手取り10割相当に）
- ・育児時短就業給付（2歳未満の子を養育するため、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給）
- ・育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設

#### ⑥ 幼稚園・保育所・認定こども園等における処遇改善等の推進

- ・教育・保育施設の経営情報（収支計算書、職員給与の状況等）を毎事業年度に都道府県知事に届出・報告
- ・基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応（令和6年（2024年）10月から令和11年度（2029年度）末までの間、基準を満たさない施設のうち、設備基準など基準を満たすのに相当の期間を要し、かつ、転園も困難なケース（外国人児童の多い施設、夜間保育所など）を無償化対象とする）

#### ⑦ こども・子育て政策の財源強化

- ・こども・子育て支援特別会計（仮称）の設置（特定の財源を活用して実施する事業を一般会計と区分して経理）
- ・こども・子育て支援特例公債の発行（支援納付金の収納が満年度化するまで待つことなく、支援納付金を充当する事業に要するつなぎの費用として発行）
- ・子ども・子育て拠出金にかかる見直し（施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げ）

## 令和5年（2023年）子ども・子育て支援法等の一部改正に関する施行期日（一覧）

施行期日	改正事項
令和6年（2024年）6月12日	・ヤングケアラーに対する支援の強化
令和6年（2024年）10月1日	・児童手当の抜本的拡充 ・基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応 ・こども・子育て支援特例公債の発行
令和6年（2024年）11月1日	・児童扶養手当の第3子以降加算額の引き上げ
令和7年（2025年）4月1日	・妊婦のための支援給付 ・妊婦等包括相談支援事業の創設 ・こども誰でも通園制度を地域子ども・子育て支援事業に位置付け ・産後ケア事業の提供体制の整備（地域子ども・子育て支援事業に位置付け） ・経営情報の継続的な見える化の実現 ・子ども・子育て拠出金にかかる見直し ・出生後休業支援給付 ・育児時短就業給付の創設 ・こども・子育て支援特別会計の創設
令和8年（2026年）4月1日	・こども誰でも通園制度の給付化 ・こども・子育て支援金制度の創設
令和8年（2026年）10月1日	・国民年金第1号被保険者の育児期間に係る国民年金保険料免除措置の創設

### ○ こども基本法の成立

日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和5年（2023年）4月に施行されました。

#### ● 定義

- ①新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われることの健やかな成長に対する支援
- ②子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- ③家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

## ● 基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二百二十九号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤子どもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対して子どもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、子どもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

## ● 主な概要

### ① 国・地方公共団体・事業主・国民の責務

- ・国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策を策定・実施する責務がある
- ・事業主は、仕事と家庭の両立等の雇用環境の整備に係る努力義務がある
- ・国民は、こども施策について関心と理解を深める努力義務がある

### ② こども白書の国会への提出

- ・こども白書には、従来の「少子化社会対策白書」「子供・若者白書」「子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況」（本基本法により改正され法定白書化）の内容が盛り込まれ、1つの白書として国会に提出

### ③ 都道府県こども計画及び市町村こども計画の作成

- ・都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成する努力義務がある
- ・市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成する努力義務がある

### ④ こども施策に対するこども等の意見の反映

- ・こどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取してこども施策に反映
- ・こどもから意見を聞くための様々な手法を組み合わせ、脆弱な立場に置かれたこどもをはじめ様々な状況にあるこどもや低年齢のこどもを含めて、多様なこどもの声を聞くように努めることが重要

### ⑤ こども政策推進会議の設置

- ・こども家庭庁（後述）に「こども政策推進会議」を設置し、こども大綱の案の作成やこども施策に関する重要事項についての審議、こども施策の実施を推進

## ○ こども大綱の閣議決定

こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものとして、「こども基本法」に「こども大綱」を定めることが令和5年（2023年）12月に閣議決定されました。これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が、「こども大綱」に一元化されました。

### ● 基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

### ● 重要事項等

#### ① ライフステージを通した重要事項

- ・こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- ・多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- ・こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- ・子どもの貧困対策
- ・障害児支援・医療的ケア児等への支援
- ・児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- ・こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

## ② ライフステージ別の重要事項

### \* 子どもの誕生前から幼児期まで

- ・子どもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期

### \* 学童期・思春期

- ・学童期は、子どもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期
- ・思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期

### \* 青年期

- ・大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期

## ③ 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるようにする

- ・子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ・地域子育て支援、家庭教育支援
- ・共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ・ひとり親家庭への支援

## ④ こども施策を推進するために必要な事項

- ・こども・若者の社会参画・意見反映（「こども若者★いけんぶらす」の着実な実施、地方公共団体へのガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、若者が主体となって活動する団体等との連携強化・取組促進 等）
- ・こども施策の共通の基盤となる取組（EBPM（政策の企画や立案をデータや合理的根拠（エビデンス）に基づいて実施）、人材の確保・育成・支援、地域における包括的な支援体制の構築・強化 等）
- ・施策の推進体制等（自治体こども計画の策定促進、安定的な財源の確保 等）

## ○ こども家庭庁の創設

令和3年（2021年）に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」に、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現するための新たな司令塔として「こども家庭庁」の創設が定められ、令和5年（2023年）4月に発足しました。

### ● 今後のことども政策の基本理念

（「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」より）

- ①子どもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案
- ②全ての子どもの健やかな成長、Well-being（ウェルビーイング）の向上
- ③誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援
- ④子どもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援
- ⑤待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要な子ども・家庭に支援が確実に届くようpusch型支援、アウトリーチ型支援に転換
- ⑥データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）

### ● 組織の概要

#### ① こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ・新たな行政組織として、子どもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、子どもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、子どもの権利利益の擁護が任務

#### ② 各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限の一本化

- ・内閣府の外局として設置し、内閣府・文部科学省・厚生労働省の関係部局を一元化
- ・内部部局として、以下の3部門体制とする。

##### \*企画立案・総合調整部門

子どもの視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整  
必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等

データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

##### \*成育部門

妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等

就学前の全ての子どもの育ちの保障

相談対応や情報提供の充実、全ての子どもの居場所づくり

子どもの安全（性的被害の防止、事故防止、予防のための死亡検証（CDR；  
子どもの死の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のため  
の子どもの死検証）等）

##### \*支援部門

様々な困難を抱える子どもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援

社会的養護の充実及び自立支援

子どもの貧困対策、ひとり親家庭の支援

障害児支援

## ○ こども未来戦略の閣議決定

若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指し、「こども未来戦略方針～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～」を踏まえた「こども未来戦略」が、令和5年（2023年）12月に閣議決定されました。

### ● 基本理念

#### ①若い世代の所得を増やす

- ・賃上げへの取組みとともに、構造的賃上げとして確固たるものとするため、①リ・スキリングによる能力向上支援、②個々の企業の実態に応じた職務給の導入、③成長分野への労働移動の円滑化の三位一体の労働市場改革について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」で決定した事項を、早期かつ着実に実施
- ・雇用の安定と質の向上を通じた雇用不安の払拭に向けた実効性ある取組の実施（男女ともに働きやすい環境の整備、「同一労働同一賃金」の徹底と必要な制度見直しの検討、希望する非正規雇用の方々の正規化 等）
- ・週所定労働時間10時間以上20時間未満の労働者を雇用保険の適用対象とする（令和8年（2028年度）に実施） 等

#### ②社会全体の構造や意識を変える

- ・働き方改革の推進とそれを支える育児休業制度等の強化について、政府・経済界・労働界が一体となって、官民挙げて強力に取り組む（具体的な施策は「加速化プラン」で提示）

#### ③すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

- ・親の働き方やライフスタイル、こどもの年齢に応じて、切れ目なく必要な支援が包括的に提供されるよう、「加速化プラン」で掲げる各種施策に着実に取り組むとともに「総合的な制度体系」を構築
- ・「こども政策DX」の推進（プッシュ型通知や、デジタル技術を活用した手続等の簡素化、データ連携などを通じ、子育て世帯等の利便性向上や健康管理の充実、子育て関連事業者・地方自治体等の手續・事務負担の軽減を図る）
- ・地域ごとの多様なニーズに対して、多様な主体の参画の下で、こども・子育て世帯を地域全体で支えるための取組を促進

## ○ こども子育て支援加速化プランの策定

2030年代に入るまでの少子化対策のラストチャンスを逃さないよう、「こども未来戦略」のうち令和6年度（2024年度）からの3年間で集中的に実施する施策を「加速化プラン」として公表しました。

加速化プランの実施に当たり、こども家庭庁の下に、令和7年度（2025年度）にこども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）を創設し、既存の（特別会計）事業を統合しつつ、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めることとし、予算規模は3.6兆円程度とされています。

### ● 概要

#### ①若い世代の所得向上に向けた取組

- ・児童手当の拡充（9ページ：令和5年（2023年）子ども・子育て支援法等の一部改正の概要①を参照）
- ・妊娠・出産時からの支援強化（10ページ：令和5年（2023年）子ども・子育て支援法等の一部改正の概要④を参照）
- ・出産費用の軽減（出産育児一時金を50万円に引き上げ、出産費用の保険適用（令和8年度（2026年度）を目途に検討））
- ・子育て世帯への住宅支援（公営住宅等への優先入居等、フラット35の金利優遇）
- ・高等教育（大学等）の負担軽減の拡大（修士段階の授業料後払い制度の導入、貸与型奨学金の返還の柔軟化。対象を世帯収入約600万円までの多子世帯等に拡充（令和6年度（2024年度）から実施）、多子世帯の学生等の授業料等無償化（令和7年度（2025年度）から実施））

#### ②全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

- ・「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設（9ページ：令和5年（2023年）子ども・子育て支援法等の一部改正の概要②を参照）
- ・保育所の質の向上（保育士の配置改善（1歳児）6対1→5対1（4・5歳児）30対1→25対1、「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充等）
- ・多様な支援ニーズへの対応（貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化、児童扶養手当の拡充、補装具費支援の所得制限の撤廃）

#### ③共働き・共育ての推進

- ・育児休業取得率の改善（男性の育休取得率目標を85%へ大幅引き上げ（令和12年（2030年）、中小企業に対する助成措置の大幅強化（業務を代替する周囲の社員への応援手当の支給への助成拡充）等）
- ・育休制度の拡充（産後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため給付率を手取り10割相当にする（令和7年度（2025年度）からの実施を目指す）、「親と子のための選べる働き方制度（仮称）」の創設（時短勤務、テレワーク、フレックス勤務などが選択可能）、時短勤務時の新たな給付）

## ○ 児童福祉法等の一部を改正する法律の成立

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を目的として、児童福祉法の一部改正法が令和6年（2024年）4月に施行されました。

### ● 概要

#### ① 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充

- ・全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うことも家庭センターの設置（子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し）や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備
- ・訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業を新設（市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施）
- ・児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化、児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化

#### ② 一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上

- ・一時保護施設の設備・運営基準の策定
- ・児童相談所による支援の強化（民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等）

#### ③ 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化

- ・児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限の弾力化、社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業の創設
- ・障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）の明確化及び22歳までの入所継続を可能とする

#### ④ 児童の意見聴取等の仕組みの整備

- ・児童相談所等による児童の意見聴取等の措置
- ・都道府県による児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備の整備

#### ⑤ 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入

- ・児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける

#### ⑥ こども家庭福祉の実務者の専門性の向上

- ・児童福祉司の任用要件に、児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに追加

#### ⑦ 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等

- ・児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化
- ・ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有
- ・児童福祉施設等の運営について、児童の安全の確保を加えるなどの改正を実施